○東北地方整備局告示第二百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

四十五号　八戸市大字十日市字上谷地四番四から同市大字十日市字長根一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十五日

○北陸地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

十八号　上越市大字上箱井字前田三二四番一から同市大字今池字赤丑二五六番一地先まで

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十五日

○北陸地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員	一五・六〇～二三・〇〇メートル	一五・六〇～二三・〇〇メートル
延長	二二・四〇～二六・八〇〇キロメートル	二二・四〇～二六・八〇〇キロメートル

上越市大潟区土底浜字蜘ヶ池道東一七六九番一から同市大潟区土底浜字蜘ヶ池道西一七九四番五まで

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

八号　上越市大潟区土底浜字中稲場尻一七〇五番五から同市大潟区土底浜字蜘ヶ池道東一七六九番一まで

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十五日

○近畿地方整備局告示第二百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員	一七・二〇～二一・四〇メートル	一七・二〇～二一・四〇メートル
延長	二〇・〇七二キロメートル	二〇・〇七二キロメートル

大津市浜大津四丁目二番二四から同市浜大津四丁目二番四〇まで

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第百三十五号和歌山都市計画公園事業六・五・二号紀三井寺公園

三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十二年近畿地方整備局告示第百三十五号及び平成二十五年近畿地方整備局告示第三十九号の事業地のうち紀三井寺字樋先及び字樋先畑地内において事業地を変更し、布引字角太地内を加える。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十五日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年近畿地方整備局告示第六号中播都市計画道路事業三・四・十二号龍野線、三・四・百十二号宮田線及び三・五・八十一号網干線

三　事業施行期間　自平成二十四年一月十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十四年近畿地方整備局告示第六号の事業地のうち、兵庫県揖保郡太子町糸井字前田及び字柿ヶ坪地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員	一一・一〇～三一・〇〇メートル	一一・一〇～二四・七〇〇メートル
延長	〇・〇一八キロメートル	〇・〇一八キロメートル

廿日市市梅原一丁目六一五七番一から同市梅原二丁目六二〇六番一まで

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所